

令和7年度 補助率一覧表

「右端採択要件番号」はP36_54 事業採択要件番号と一致

事業種別	事業名		負担率			交付金 対応	備考	採択要件 番号	
			国	県	地元等				
国営事業	国営かんがい排水事業		2/3	19.4	14			Ⅰ(1)	
	一般施設		70	20	10				
	国営かんがい排水事業（国営施設機能保全事業）		2/3	19.4	14		負担率はR元以降の率	Ⅰ(2)	
	国営かんがい排水事業（国営施設応急対策事業）		2/3	19.4	14		負担率はR元以降の率	Ⅰ(3)	
	国営かんがい排水事業（耐震化対策、地域防災対策、豪雨災害対策）		2/3	30	3.4		Ⅰ(1)、Ⅰ(2)、Ⅰ(3)と併せ行う	—	
	基幹施設		70	30	—				
国営総合農地防災事業	国営農地再編整備事業		2/3	25.2	8.2			Ⅱ	
	一般施設		2/3	30	3.4			Ⅲ	
かんがい排水事業	県営かんがい排水事業 ※1	基幹水利施設整備型	用排水改良（一般）	50	25	25	○	主に施設の新設に係るもの	1(1)
		地域用水機能増進型	用排水改良（一般）	50	27.5	22.5	○	上記以外の施設の整備に係るもの	—
		基幹水利施設保全型	一般型	50	29	21	○	施設の長寿命化をはかるもの	1(2)
			緊急対応型	50	29	21	○	施設の長寿命化と農地集積促進をはかるもの	
			緊急を要し、工期が3年以内の要綱要領事業によるもの	50	31	19	○	機能保全計画の策定に係るもの	
	団体営かんがい排水事業	基幹水利施設保全型（緊急対応：基幹） ※2	50	14	36	○		2	
		地域水利施設保全型（緊急対応：末端） ※3	50	21	29			3	
		地域水利施設保全型	50	25	25				
	地域用水機能増進事業		定額	—	—			—	
	農業水利施設保全合理化事業（ソフト）		定額	—	—	○		4	
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業 ※1（一般型・面的集積型）	農業生産基盤整備事業	50	27.5	22.5	○		5(1)	
		営農環境整備事業	50	20	30	○			
		農業経営高度化支援事業	調査・調整事業	50	—	50	○		
		中心経営体農地集積促進事業	50	25	25	○			
		農用地等集団化事業 ※4	50	30	20				
	農地中間管理機構関連農地整備事業（機構関連型）	農業生産基盤整備事業	62.5	27.5	10		地元負担を求めない	5(2)	
		営農環境整備事業	62.5	未	未				
		農業経営高度化支援事業	62.5	—	37.5				
農用地等集団化事業 ※4		62.5	30	7.5					
農道整備事業	農村整備事業		県営	50	25	25		6	
	機能保全計画策定事業		団体営	50	15	35			
	県営農道整備事業（通作条件整備型）	基幹農道整備	一般型	50	未	未	○		
			保全対策（点検診断）	50	25	25	○		
			保全対策	50	25	25	○		
		一般農道整備	一般型	50	未	未	○		
			保全対策（点検診断）	50	未	未	○		
			保全対策	50	未	未	○		
	団体営農道整備事業（通作条件整備型）	基幹農道整備	保全対策（点検診断）	50	25	25	○		
			保全対策	50	未	未	○		
		一般農道整備	保全対策	50	25	25	○		
	耐震化整備事業	県営：大規模		55	37	8			受益面積400ha以上
県営：小規模 ※3		50	32	18		受益面積30ha以上			
団体営：大規模		55	未	未		受益面積400ha以上			
団体営：小規模 ※3		50	未	未		受益面積30ha以上			
農業基盤整備促進事業		定額補助	定額	—	—	○	7		
農業水路等長寿命化事業 ※1		定率補助 ※1	50	14	36	○	9		
農地耕作条件改善事業		定額補助	定額	—	—		10		
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業		定率補助 ※1	50	14	36				
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業		PCB廃棄物の処理施設までの収集運搬	50	25	25		19		
		土地改良施設のPCB含有塗膜調査等（国営造成施設以外）	50	25	25				
		土地改良施設のPCB含有塗膜調査等（国営造成施設）	100	—	—				
防災	県営ため池等整備事業	豪雨型	大規模	55	34	11	○	11	
			小規模 ※4	50	39	11	○		
		地震型	大規模	55	34	11	○		
			小規模 ※4	50	34	16	○		
		一般整備型	大規模	55	28	17	○		
			小規模 ※4	50	33	17	○		
		長寿命化型	一般 ※4	50	29	21	○		
			大規模	55	34	11	○		
	ため池群整備工事	小規模 ※4	50	34	16	○			
		大規模	50	18	32	○			
	団体営ため池等整備事業		一般整備型	50	18	32	○	12	
	ため池等農地災害危機管理対策		50	18	32	○			
	県営用排水施設整備事業		大規模	55	28	17	○	12	
	小規模 ※4		50	33	17	○			
団体営用排水施設整備事業		大規模	55	17	28	○	13		
小規模 ※4		50	18	32	○				
県営農業用河川工作物応急対策事業		大規模	55	37	8	○	13		
小規模 ※4		50	42	8	○				
団体営農業用河川工作物応急対策事業		大規模	50	32	18	○	13		
小規模 ※4		50	42	8	○				
県営特定農業管水路等特別対策事業		一般 ※4	50	35	15	○	14		
団体営特定農業管水路等特別対策事業		一般 ※4	50	18	32	○			

事業種別	事業名		負担率			交付金 対応	備考	採択要 件番号	
			国	県	地元等				
防災	県営地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策事業）	大規模	55	37	8	○		15	
		小規模 ※4	50	32	18	○			
	団体営地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策事業）	大規模	55	19	26	○			
		小規模 ※4	50	21	29	○			
	安全対策施設事業	※4	50	21	29			16	
保全	地すべり防止対策事業	地すべり防止工事	50	50	-			17	
		地すべり防止施設長寿命化対策工事	50	50	-				
	みずすまし事業 (併せ行う客土を除く)	農業用排水施設（大規模）（県営）	55	34	11	○		18	
		農業用排水施設（県営） （小規模、長寿命化・防災減災事業）※5	50	34	16	○			
		水質保全施設（県営）※4	50	34	16	○			
		支援事業（県営）	50	30	20	○			
	水質保全施設改修工事（県営）※4	50	34	16	○				
	農業排水循環利用促進事業		-	30	70			-	
管理	基幹水利施設管理事業（特別型）（関電負担金控除後）		40	40	20			-	
	土地改良施設維持管理適正化事業	定期的な整備補修	30	30	40			8	
		防災減災機能強化対策の整備補修	50	20	30				
	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	ミニ土地改良施設維持管理資金造成費		-	40 (50)	60 (50)		() 書き緊急整備補修	ii
	基幹水利施設管理事業	一般型	国営造成施設	30	30	40			-
			流域治水対策を取り組む施設	1/3	30	11/30			-
	基幹水利施設保全型			50	18	32			
水利施設管理強化事業	多面的機能の発揮に対応した管理経費		50	25	25				
	農業用ダムの洪水調節機能強化に係る経費		50	50	-				
農村総合整備事業	農業集落排水事業	農業集落排水施設整備事業（機能強化含む）	50	10	40	○		20	
		機能診断および最適整備構想・維持管理適正化計画策定	定額	-	-	○			
	集落基盤再編事業（農村振興総合整備事業）	県 営：生産基盤	50	25	25	○		21	
		県 営：生活環境	50	20	30	○			
団体 営：生産基盤		50	14	36	○				
	団体 営：生活環境	50	10	40	○				
中山間地域総合整備事業	総合整備事業	県 営：生産区域	55	32	13			農業生産基盤整備事業の9)、10)および 農村振興環境整備事業を除く	
		県 営：粗放的管理区域	55	33	12				
		団体 営：生産区域	55	17	23				
		団体 営：粗放的管理区域	55	19	26				
	中山間地域総合整備事業（集落型） （広域連携型）	県 営：生産基盤	55	30	15	○		22	
		県 営：生活環境	55	25	20	○			
		団体 営：生産基盤	55	14	31	○			
		団体 営：生活環境	55	10	35	○			
農地環境整備事業	県 営：生産基盤	55	30	15	○				
	県 営：保全管理	55	25	20	○				
災害復旧事業	県営農地農業用施設災害復旧事業 ※6	農 地	50	-	50			23	
		農業用施設	65	※7	35				
	団体営農地農業用施設災害復旧事業 ※6	農 地	50	-	50				
		農業用施設	65	※7	35				
	地すべり防止施設災害復旧事業 ※6			2/3	1/3	-			
県単小災害復旧事業	農 地	-	50	50			iii		
	農業用施設	-	65	35					
小規模土地改良事業	かんがい排水事業			-	30	70		i	
	ほ場整備事業			-	30	70			
	暗渠排水事業			-	20	80			
	客土事業			-	20	80			
	農道整備事業			-	30	70			
	水田反復利用施設事業			-	50	50			
	ため池等整備事業	ため池の堤体工事と併せ行う浚渫工事		-	1/3	2/3			
		上記以外のもの		-	50	50			
	土地改良施設整備補修事業			-	30	70			
	県有施設整備補修事業			-	50	50			
	農村道路舗装事業			-	20	80			
	農村集落用排水施設新設改良事業			-	20	80			
	地すべり防止対策事業			-	50	50			
	土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業			-	50	50			
	基幹水利施設保全事業			-	11	-	※2		
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策			50	25	25			24
	農村振興	中山間地域等直接支払交付金	特定農山村法等地域振興立法の指定地域	50	25	25			
知事が指定する条件不利地域（特認地域）			1/3	1/3	1/3				
しがのふるさと支え合いプロジェクト				-	定額	-		iv	
CO ₂ ネットゼロヴィレッジ創造推進 パイロット事業補助金	組織の体制整備、計画の策定		-	定額	-			vii	
	再生可能エネルギー設備の設置等		-	2/3	-				

一級河川、反復利用施設および埋蔵文化財調査に係る地元負担金（市町負担分を除く）は県が負担する。ただし、一級河川は、河川法20条による工事のみ対象とする。

※1 中山間地域等について、特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行うものについては、令和3年度から令和8年度までの間の国費率が計画認定があった年度に応じて異なるため、事業採択にあたっては各事業担当者に確認すること。

※2 当分の間実施に際し、小規模土地改良事業により当該事業費の11%以内を交付する。

※3 特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村若しくは特定農山村地域を含む市町村又は特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和8年度までの交付率が事業採択があった年度に応じて異なるため、事業採択にあたっては各事業担当者に確認すること。

※4 農村地域防災減災事業による場合、六法指定の地域を含む市町は国の補助率が55%になる。農業水路等長寿命化・防災減災事業による場合は、六法指定の地域および急傾斜地帯においては、国の補助率が55%になる。

※5 地震・豪雨対策型で実施する場合においては、浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるものまたは周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものとして知事が特に必要と認めるものは、国の補助率が55%になる。

※6 地すべり防止施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業は、割増補助の場合がある

※7 県営施設について国補助残の15/35を県が補助する。